資　料	2

遺伝子組換え作物の栽培に係る県関与のあり方（検討素案）

検討委員会事務局

趣　旨

遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する県民・消費者の不安を軽減するとともに、一般作物との交雑・混入による経済的な損失や生産・流通上の混乱を未然に防止するため、遺伝子組換え作物の栽培に関する情報公開や、栽培及び流通管理等のルールを定めるもの。

目　的

○ 栽培開始前及び事後の十分な情報提供による、県民・消費者の不安軽減。
○ 一般作物との交雑・混入防止や、万一交雑・混入等が生じた場合の対処方法のルール化等による生産・流通上の混乱防止。
○ 遺伝子組換え作物の栽培と、一般作物の栽培の共存。

関与の仕組み

○対象とする作物及び栽培
カルタヘナ法に基づく第一種使用規定の承認を受けた遺伝子組換え作物の屋外での栽培（開放系試験栽培及び一般栽培）

区　　分	概　　要
開放系試験栽培 （試験研究機関）	① 試験研究機関は地域説明会を開催後、栽培開始の 90 日前に知事に届出 ② 栽培にあたっては、別途定める実施基準を遵守 〔実施基準は、別途専門家による検討会を設置して検討〕 ③ 知事は届出内容について、第３者委員会の意見を求める 〔第３者委員会は研究者等専門家で構成し、主として交雑・混入防止が的確に行われるかを調査審議〕 ④ 知事は届出のあった試験研究機関に対し、必要により現地調査・勧告を実施 ⑤ 知事は①の届出があった場合にはその内容を、④の勧告に従わなかった場合はその旨を公表
開放系一般栽培 （開放系試験栽培以外の栽培）	① 栽培者は地域説明会を開催後、栽培開始の 90 日前に知事に許可申請 ② 知事は申請内容について第３者委員会の意見を求め、許可不許可を決定 ③ 栽培にあたっては、別途定める実施基準を遵守 ④ 知事は栽培許可者に対し、必要に応じて、現地調査、交雑・混入措置等の命令、栽培中止命令を実施。 命令に従わない場合は罰則 ⑤ 知事は②の許可をした場合はその内容を、④の命令に従わない場合にはその旨を公表

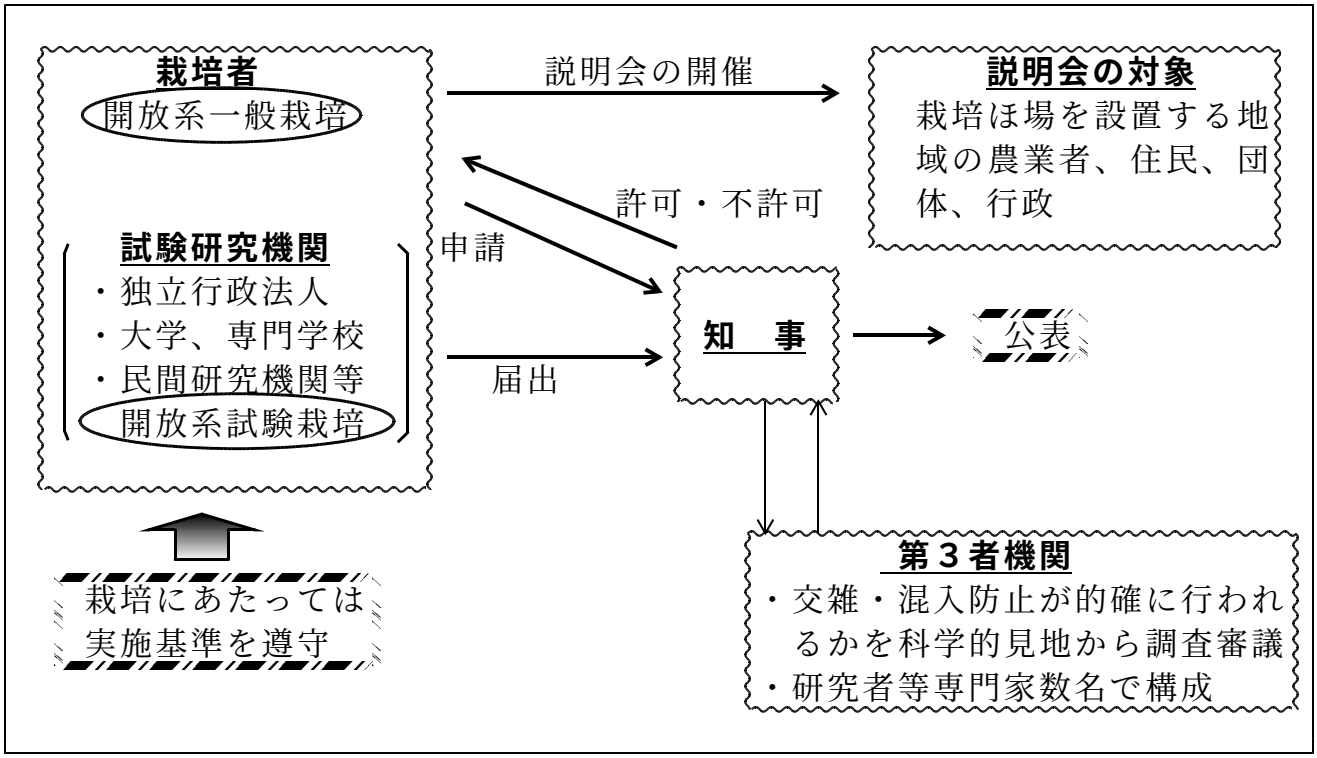

◆ 実施基準で定める項目（内容は、別途専門家による検討会で検討）

① 交雑防止措置（隔離距離又はその他の交雑防止措置、モニタリング措置、モニタリングにより交雑が確認された場合の措置等）

② 混入防止措置（種子・種苗の分別管理、機械・施設の洗浄等、試験終了後の作物処理又は収穫残渣の処理、交雑又は混入の懸念が生じた場合の措置等）

③ 情報提供の実施（計画書の公表、説明会の開催、栽培経過の情報提供、栽培終了後の情報提供）

④ 管理体制の整備（栽培責任者・作業管理責任者・情報提供責任者の選任）

⑤ その他必要な事項

その他

① 遺伝子組換え作物に関する県民への情報提供等による、理解の促進

② 遺伝子組換え作物と非組換え作物の共存に向けたルール整備等について、国への働きかけ

【参考】「にいがた食の安全・安心条例」骨子案における遺伝子組換え作物の記載

Ⅱ　食の安全・安心に関する基本的施策

4　安全で安心な農産物等の生産等の推進

6　県は遺伝子組換え作物の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。